

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百一十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第七項に規定する生活介護(同号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)三 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に準ずる施設として海上保安庁長官が定めるものに入所している場合

一 介護給付は、月を単位として行うものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 介護給付に係る障害(障害の状態に変更があつた場合には、その月における最初の変更の前の障害。第三号において同じ。)が常時介護を要する程度の障害として国土交通省令

第四条の二 (介護給付)

三 その者の加重後の障害の障害等級が第八級以下である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害給付一時金の額
障害給付年金を受ける者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに他の障害等級に該当するに至った場合においては、新たに該当するに至つた障害等級に応ずる障害給付を行つものとし、その後は、従前の障害給付は、行わな
い。

二 その者の加重前の障害の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害給付年金の額

二 その者の加重前の障害の障害等級が第八級以下であり、かつ、加重後の障害の障害等級が第七級以上である場合 その者の加重前の障害の障害等級に応ずる障害給付一時金の額を二十五で除して得た金額

で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が十七万七千九百五十円を超えるときは、十七万七千九百五
十円）

二 子又は孫については、十八歳に達する日以外の者にあつては、協力援助者の死亡の当時の各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、父母又は祖父母については、六十歳以上であること。

4
遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が妻であり、かつ、当該妻と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族がない場合において、当該妻が次の各号の一に該当するに至つたときは、その該当するに至つた月の翌月から、遺族給付年金の額を改定する。
一 五十五歳に達したとき（前条第一項第四号に規定する状態にあるときを除く。）。

第五条 法第五条第一項第五号に規定する遺族給付は、遺族給付年金及び遺族給付一時金とする。
(遺族給付年金)
第六条 遺族給付年金を受けることができる遺族は、協力援助者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）

付は、遺族給付年金及び遺族給付一時金とする。
第六条 遺族給付年金

三 介護給付に係る障害が随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が八万八千九百八十円を超えるときは、八万八千九百八十円）

四 随時介護を要する場合において、その月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が四万六百円以下である場合に限る。）四
（遺族給付）
万六百円

3 遺族給付年金の額の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じたときは、その増減を生じた月の翌月から、遺族給付年金の額を改定する。

2 て得た額
四人以上 純付基礎額に一百四十五を乗じ

3 遺族給付年金を受ける権利を有する者が二人以上あるときは、遺族給付年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

| | |
|-----------|--------------------|
| 四 四人以上 | 給付基礎額に一百四十五を乗じて得た額 |
| 三 三人 | 給付基礎額に二百一十三を乗じて得た額 |
| 二 二人 | 給付基礎額に二百一を乗じて得た額 |
| 一 一人 | 給付基礎額に一百一十五を乗じて得た額 |

生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は協力援助者の死亡のの当时その收入によつて生計を維持していた子とみなす。

3 遺族給付年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

第七条 遺族給付年金の額は、一年につき、各号に掲げる遺族給付年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族が給付年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一人 紿付基礎額に百五十三を乗じて得た額。ただし、五十五歳以上の妻又は前条第一項第四号に規定する状態にある妻にあつては、給付基礎額に百七十五を乗じて得た額と

月三十一日までの間にあるか又は協力援助者との死亡の當時六十歳以上であつたときを除く。)。
遺族給付年金を受けることができる遺族が前項各号のいずれかに該当するに至つたときはその者は、遺族給付年金を受けることができる遺族でなくなる。

については、十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にあるとき、兄弟姉妹について、十八歳に達する日以後の最初の三月三十日までの間にあるか又は協力援助者

二 婦姻（届出をしていないが、事實上婚姻關係のことを指す。）

三 一直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事實上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した協力援助者との親族關係が終了したとき。

五 子、孫又は兄弟姉妹については、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したとき（協力援助者の死亡の時から引き続き第六条第一項第四号に規定する状態にあるときを除く。）。

族給付年金は、同順位者があるときは同順位者の、同順位者がないときは次順位者の申請によりつて、その所在が明らかでない間、その支給を停止する。この場合において、同順位者がないときは、その間、次順位者を先順位者とする。前項の規定により遺族給付年金の支給を停止された遺族は、いつでも、その支給の停止解除を申請することができる。

第七条第三項の規定は、第一項の規定により遺族給付年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合について準用する。この場合において、同条第三項中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替えるものとする。

(遺族給付一時金)

第十一条 遺族給付一時金は、次の場合に支給する。

一 協力援助者の死亡の当時遺族給付年金を受けることができる遺族がないとき。

二 遺族給付年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した場合において、他に当該遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、当該協力援助者の死亡に關し既に支給された遺族給付年金の額の合計額が前号の場合に支給される遺族給付一時金の額に満たないとき。

第十二条 遺族給付一時金を受けることができる遺族は、協力援助者の死亡の当時において次の各号の一に該当する者とする。

一 配偶者

二 協力援助者の収入によつて生計を維持している子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前二号に掲げる者以外の者で主として協力援助者の収入によつて生計を維持していたもの

四 第二号に該当しない子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

五 遺族給付一時金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

六 協力援助者が遺言又は海上保安庁長官若しくはその委任を受けた海上保安庁の職員に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定さ

第十二条 遺族給付一時金の額は、給付基礎額に、次の各号に掲げる者の区分に応じて当該各号に定める倍数を乗じて得た額（第十条第二号の場合にあつては、その額からすでに支給された遺族給付年金の額の合計額を控除した額）とする。

一 前条第一項第一号、第二号又は第四号に該当する者 千倍

二 前条第一項第三号に該当する者のうち、協力援助者の死亡の当時十八歳未満若しくは五十五歳以上の三親等内の親族又は第六条第一項第四号に規定する状態にある三親等内の親族 七百倍

三 前条第一項第三号に該当する者のうち、前号に掲げる者以外の者 四百倍

二 第七条第二項の規定は、遺族給付一時金の額について準用する。

（遺族からの排除）

第十三条 協力援助者を故意に死亡させた者その他協力援助者の死亡につき責めに任ずべき者は、遺族給付を受けることができる遺族としない。

2 協力援助者の死亡前に、当該協力援助者の死亡によつて遺族給付年金を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付年金を受けることができる遺族としない。

3 協力援助者の死亡前又は遺族給付年金を受けられることができたる遺族の当該遺族給付年金を受ける権利の消滅前に、当該協力援助者の死亡又は当該権利の消滅によつて遺族給付一時金を受けられることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族給付一時金を受けることができる遺族としない。

4 遺族給付年金を受けることができる遺族が、故意に死亡させた者は、遺族給付一時金を受けることができる遺族としない。協力援助者の死亡又は当該権利の消滅前に、当該協力援助者の死亡によつて遺族給付一時金を受けることのできる年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 遺族給付年金を受けることができる遺族が、故意に死亡させた者は、遺族給付年金を受けることのできる遺族としない。協力援助者の死亡又は当該権利の消滅前に、当該協力援助者の死亡によつて遺族給付一時金を受けることのできる年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者も、同様とする。

遺族でなくなる。この場合において、その者が遺族給付年金を受ける権利を有する者であるときは、その権利は、消滅する。

6 第八条第一項後段の規定は、前項後段の場合について準用する。
 (年金たる給付の額の端数処理)

第十三条の二 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）の額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。

（年金たる給付の支給期間等）

第十四条 年金たる給付の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

2 年金たる給付は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金たる給付は、毎年二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の六期に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる給付は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

4 前項の規定により年金たる給付の支払を行なう場合には、当該給付の年額を十二で除して得た額に支払うべき月数を乗じて得た額を支払うものとする。

（年金たる給付等の支払の調整）

第十五条 年金たる給付の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる給付が支払われたときは、その支払われた年金たる給付は、その後に支払うべき年金たる給付の内払とみなすことができるのである。年金たる給付を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の年金たる給付が支払われた場合における当該年金たる給付の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

2 傷病給付を受ける権利を有する協力援助者が、協力援助による同一の負傷又は疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、障害給付又は休業給付を受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病給付を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病給

3 休業給付を受けている協力援助者が、同一の傷病に關し、傷病給付又は障害給付を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業給付を行わないこととなつた場合において、その後も休業給付が支払われたときは、その支払われた休業給付は、当該傷病給付又は障害給付の内払とみなす。

第十五条の二 年金たる給付を受ける権利を有する者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる給付の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をするべき者に支払うべき給付で次に掲げるものがあるときは、当該給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができ

一 年金たる給付を受ける権利を有する者の死亡に係る遺族給付年金、遺族給付一時金又は葬祭給付

二 過誤払による返還金債権に係る遺族給付年金と同順位で支給されるべき遺族給付年金（葬祭給付の金額）

第十六条 法第五条第一項第六号に規定する葬祭給付の金額は、三十万五千円に給付基礎額の三十倍に相当する額を加えた額とする。
(死亡の推定)

第十七条 船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその船舶に乗つていた協力援助者若しくは船舶に乗つていてその船舶の航行中に行方不明となつた協力援助者の生死が三箇月間わからぬ場合又はこれらの協力援助者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合には、遺族給付及び葬祭給付の支給に関する規定の適用については、その船舶が沈没し、転覆し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた協力援助者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた協力援助者の生死が三箇月間わからぬ場合は、死亡したものと推定する。航空機が墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際現にその航空機に乗つていた協力援助者若しくは航空機に乗つていてその航空機の航行中に行方不明となつた協力援助者の生死が三箇月間わからぬ場合は、死亡したものと推定する。

ない場合又はこれらの協力援助者の死亡が三箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからぬ場合にも、同様とする。

第十八条 給付を受ける権利を有する者が死亡し

た場合において、その死亡した者に支給すべき
給付でまだその者に支給しなかつたものがある
ときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母
母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の當時
その者と生計を同じくしていたもの（遺族給付
年金については、当該遺族給付年金を受けるこ
とができる他の遺族）に、これを支給する。

3 2
前項の規定による給付を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序（遺族給付年金については、第六条第三項に規定する順序）とする。

おいて、その一人にした支給は、全員に対してもしたものとみなす。

は、同項に定める場合において、協力援助者
が、その負傷又は疾病のため從前得ていた収入
を得ることができない期間につき行う。ただし
し、次に掲げる場合（海上保安庁長官が定める
場合に限る。）には、その拘禁され、又は收容
されている期間については、休業給付は、行わ
ない。

二 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合

二 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

二 休業給付の金額は、一日につき、給付基礎額の百分の六十に相当する額とする。

(実施細目)

第二十条 この政令に定めるものの外、給付の実施に関する必要な細目的事項は、海上保安庁長官が定める。

第一条 (施行期日) 附則抄
この政令は、公布の日から施行する。

(障害給付年金差額 時金)
第二条 当分の間、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害給付年金及び当該障害給付年金に係る障害給付年金前払一時金の額

| | |
|------|--|
| 第一級 | 給付基礎額に一、三四〇を乗じて得た額 |
| 第二級 | 給付基礎額に一、一九〇を乗じて得た額 |
| 第三級 | 給付基礎額に一、〇五〇を乗じて得た額 |
| 第四級 | 給付基礎額に九二〇を乗じて得た額 |
| 第五級 | 給付基礎額に七九〇を乗じて得た額 |
| 第六級 | 給付基礎額に六七〇を乗じて得た額 |
| 第七級 | 給付基礎額に五六〇を乗じて得た額 |
| 障害等級 | の合計額が、次の表の上欄に掲げる当該障害給付年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に満たないときは、その者の遺族に対し、障害給付として、その差額に相当する額の障害給付年金差額一時金を支給する。 |

一 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者
二 助者の死亡の当時その者と生計を同じくして
　いた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟
　姉妹

4
祖父母及び兄弟姉妹
第七条第二項の規定は障害給付年金差額一時金の額について、第十一条第三項、第十三条第一項及び第二項並びに第十七条の規定は障害給付年金差額一時金の支給について準用する。この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは、「附則第二条第一項及び第二項」と、「同項」とあるのは「同条第一項又は第二項」と、第十一条第三項中「第一項第三号及び第四号」とあるのは「附則第二条第三項第二号」と、「同項第三号及び第四号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。

第三条 当分の間、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が申し出たときは、障害給付年金を支給する。
として、障害給付年金前払一時金を支給する。

3 第一項の規定による申出は、同一の災害について二回以上行うこととはできない。
さて、假に障害給付年金の支給を受けた場合であつても、当該障害給付年金の給付金額の決定があつたことを知った日の翌日から起算して一年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。

4 障害給付年金前払一時金の額は、前条第一項の表の上欄に掲げる当該障害給付年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（当該障害給付年金について第四条第八項の規定が適用された場合には、前条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同項各号に定

める額。以下この項において「障害給付年金前払一時金限度額」という。) 又は障害給付年金前払一時金限度額の範囲内で給付基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍若しくは

二百倍に相当する額のうちから当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が選択した額とする。ただし、当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害給付年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害給付年金前払一時金限度額から当該申出が行われた日の属する月

5 までの期間に係る当該障害給付年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、給付基礎額の千二百倍、千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が選択した額とする。

6 障害給付年金前払一時金が支給された場合における当該障害給付年金前払一時金に係る障害給付年金は、当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（当該障害給付年金前払一時金に係る申出が第二項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害給付年金の額（当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の障害給付年金の支払期月から起算して一年を経過する月後の各月に支給されるべき障害給付年金については、その額を、事故発生日における法定利率に当該最初の障害給付年金の支払期月から当該各月までの年数（当該年数一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数で除して得た額）の合計額が当該障害給付年金前払一時金の額を超えることとなる月の前月まで、その支給を停止する。

前項の規定による障害給付年金の支給の停止が終了する月の翌月に係る障害給付年金の額は、同項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの期間が、一年以内の場合にあっては当該障害給付年金前払一時金の額から同項の規定により当該障害給付年金の支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「支給停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、一年を超える場合にあつては当該障害給付年金前払一時金の額から支給停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に前項に規定する支払期月から当該終了する月の翌月までの年数（当該年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に一を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月の翌月に支給されるべき当該障害給付年金の額から差し引いた額とする。

2
の
遺族給付年金前払一時金の額は、給付基礎額
の千倍、八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に

相当する額のうちから当該遺族給付年金を受け取る権利を有する遺族が選択した額とする。ただし、当該遺族給付年金前払一時金に係る申出が第四項において準用する前条第一項ただし書の規定によるものである場合には、給付基礎額の千倍に相当する額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該遺族給付年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内として、給付基礎額の八百倍、六百倍、四百倍又は二百倍に相当する額のうちから当該遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が選択した額とする。

3
遺族給付年金を受ける権利を有する遺族が、人以上ある場合には、第一項の規定による申出及び前項の規定による選択は、「これらのうち一人を代表者に選任し、その代表者が行うものとする。」
第七条第二項の規定は、遺族給付年金前払一時金の額について、前条第二項及び第三項の規定は、遺族給付年金前払一時金の申出について、同条第五項及び第六項の規定は、遺族給付年金前払一時金が支給された場合について準用する。
の場合において、第七条第二項中「前項」とあらるのは、「附則第四条第二項」と、前条第五項中「当該障害給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月」とあるのは、「当該障害給付年金を受け取ることができる」とされた遺族であつて当該遺族給付年金を支給すべき事由が生じた日の属する月（附則第八条第一項の規定により遺族給付年金を受け取ることができる」とされた遺族であつて当該特例遺族給付年金受給権者」という。）に支給すべき遺族給付年金にあつては、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢（以下「支給停止解除年齢」という。）に達する月」と、「当該障害給付年金前払一時金が支給された月後の最初の障害給付年金の支払期月」とあるのは、「当該障害給付年金の支払期月（特例遺族給付年金受給権者が支給停止解除年齢に達する月前ににおいてその者に支給された遺族給付年金前払一時金に係る遺族給付年金にあつては、その者について附則第八条第三項本文の規定の適用がないものとした場合における当該遺族給付年金に係る最初の支払期月）」と読み替えるものとする。
(未支給の給付等に関する規定の適用関係)
第五条 障害給付年金差額一時金又は遺族給付年金前払一時金が支給される場合における第十一条

| | | | | | |
|--|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|
| 第二号、第十二条第一項、第十五条の二第一号及び第十八条の規定の適用については、第十一条第二号及び第十二条第一項中「遺族給付年金の額」とあるのは「遺族給付年金及び遺族給付年金前払一時金の額」と、第十五条の二第一号中「又は葬祭給付」とあるのは「葬祭給付又は障害給付年金差額一時金」と、第十八条第一項中「遺族給付年金については、当該遺族給付年金」とあるのは「遺族給付年金、障害給付年金差額一時金又は遺族給付年金前払一時金」と、同条第二項中「遺族給付年金については、それぞれ、当該遺族給付年金、当該障害給付年金差額一時金又は当該遺族給付年金前払一時金」と、同条第三項中「遺族給付年金については、第六条第三項」とあるのは「遺族給付年金又は遺族給付年金前払一時金については第六条第三項、障害給付年金差額一時金については第六条第三項後段」とする。 | | | | | |
| (葬祭給付の金額に関する暫定措置) | | | | | |
| 第六条 当分の間、第十六条の規定による額が給付基礎額の六十倍に相当する額に満たないとときは、同条の規定にかかわらず、当該六十倍に相当する額を葬祭給付の額とする。 | | | | | |
| (遺族給付年金の受給資格年齢の特例等) | | | | | |
| 第七条 次の表の上欄に掲げる期間に死亡した協力援助者の遺族に対する第六条第一項第一号及び第三号並びに第八条第一項第六号の規定の適用については、同表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、これらの規定中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 | | | | | |
| 昭和六十年十月一日から昭和六十年九月三十日まで | 昭和六十年十月一日から昭和六十二年五月十六日まで | 昭和六十年十月一日から昭和六十三年五月十七日まで | 昭和六十年十月一日から平成元年九月三十日まで | 昭和六十年十月一日から平成元年九月三十日まで | 昭和六十年十月一日から平成二年九月三十五日まで |
| 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 | 歳 |

| | | | | | |
|------------------|----------------------|---------------|-------------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 昭和六十二年九月三十日まで | 昭和六十二年十月一日から当分の間 | 昭和六十三年九月三十日まで | 昭和六十三年十月一日から平成元年九月三十日まで | 昭和六十二年十月一日から平成元年十月一日から平成二年九月三十日まで | 昭和六十二年十月一日から平成二年十月一日から当分の間 |
| 五十 五十五歳 未満 | 五十五 歳以上 五十五歳未満 | 五十七 歳未満 | 五十八 歳未満 | 五十九 歳以上 五十九歳未満 | 六十 歳以上 六十歳未満 |
| 五十五 歳未滿 | 五十五 歳以上 五十五歳未満 | 五十八 歳未満 | 五十九 歳以上 五十九歳未満 | 六十 歳以上 六十歳未満 | 六十 歳 |
| 五十五 歳未滿 | 五十五 歳以上 五十五歳未満 | 五十八 歳未満 | 五十九 歳以上 五十九歳未満 | 六十 歳以上 六十歳未満 | 六十 歳 |
| 五十五 歳未滿 | 五十五 歳以上 五十五歳未満 | 五十八 歳未満 | 五十九 歳以上 五十九歳未満 | 六十 歳以上 六十歳未満 | 六十 歳 |

2 1
この政令は、公布の日から施行する。
この政令の施行前に生じた事由に係る障害給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年六月三日政令第一三〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「新令」という。）の規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「旧令」という。）の規定による第一種障害給付及び休業給付のうち昭和四十二年四月一日（以下「適用日」という。）の前日までの間に係る分並びに旧令の規定による第二種障害給付、遺族給付及び葬祭給付のうちその給付を行なうべき事由が適用日の前日までに生じたものの支給については、なお従前の例による。

第三条 適用日の前日において現に旧令の規定による第一種障害給付を受けることができる者は、適用日以後新令の規定による障害給付年金を支給する。

第四条 適用日からこの政令の施行の日（以下

2 令の規定による第二種障害給付又は遺族給付を支給された者で新令の規定による障害給付年金又は遺族給付年金を受けることができるものに係る当該第二種障害給付又は遺族給付の額は、新令の規定による障害給付年金又は遺族給付年金の支給額とみなす。
前項の者に対しても、次の各号に掲げる額の合計額が当該第二種障害給付又は遺族給付の額に達するまでの間、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を停止する。
一 当該第二種障害給付又は遺族給付が支給された月後最初の障害給付年金又は遺族給付年金までの期間

| | | | | |
|---|--------|--------|---|-----|
| 和六十三年十月一日から | 五十五歳以上 | 五十五歳未満 | 歳 | 五十六 |
| 和六十二年十月一日から | 五十五歳以上 | 五十七歳未満 | 歳 | 五十七 |
| 和六十三年九月三十日まで | 五十七歳未満 | | | |
| 成元年九月三十日まで | 五十八歳未満 | | | |
| 成元年十月一日から平成年九月三十日まで | 五十五歳以上 | 五十九歳未満 | 歳 | 五十九 |
| 和六十二年九月三十日ま | 五十九歳未満 | | | |
| 和六十二年十月一日から当分 | 五十五歳以上 | 六十歳未満 | 歳 | 六十 |
| 前項に規定する遺族の遺族給付年金を受けるべき順位は、第六条第一項（前項において読み替えるられる場合を含む。）に規定する遺族の次に達する月までの間は、その支給を停止する。 | 五十八歳未満 | 五十九歳未満 | 歳 | 五十九 |
| 第一項に規定する遺族に支給すべき遺族給付年金は、その者が同項の表の下欄に掲げる年齢に達する月までの間は、その支給を停止する。 | 五十九歳未満 | 六十歳 | 歳 | 六十 |
| 第一項に規定する遺族に対する第十八条及び附則第五条の規定の適用については、これらの規定により遺族給付年金を受けることができる遺族とする。この場合において、第七条第一項中「遺族給付年金を受けることができる遺族」とあるのは「遺族給付年金を受けることができる遺族（附則第八条第一項の規定により遺族給付年金を受けることができる遺族であつて、当該遺族給付年金に係る助効力援助者の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」とする。 | 六十歳未満 | 六十歳 | 歳 | 六十 |
| この政令は、公布の日から施行する。 | 六十歳未満 | 六十歳 | 歳 | 六十 |
| この政令は、公布の日から施行する。 | 六十歳未満 | 六十歳 | 歳 | 六十 |

六号) 附則(昭和三六年五月二日政令第一二

た障害給付年金及び同日前に支給すべき事由が生じた障害給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

附 則（昭和五六年一二月二二日政令第三四六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「新令」といいう。）附則第二条の規定は昭和五六年十一月一日以後に障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡した場合について、新令附則第三条の規定は同日以後に障害給付年金を支給すべき事由が生じた場合について適用する。

次項の規定による改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十二年政令第百三十号）附則第八条第一項の規定により行われた申出（同項の一時金の支給を受けていない者に係るものに限る。）は、新令附則第四条の規定により行われたものとみなす。

附 則（昭和五七年四月六日政令第一〇号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条の規定は、昭和六十年四月一日以後に障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五七年九月二八日政令第二七五号）
この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。
改正後の第三条の規定は、昭和五十七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

この政令は、昭和五八年四月五日政令第七七号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第十六条の規定は、昭和五八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭給付について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭給付について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年四月一一日政令第八〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和五九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びにこの政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条の規定は、昭和五九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びにこの政令は、昭和五九年四月一日から施行する。

同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年四月六日政令第九二号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条の規定は、昭和六十年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条の規定は、平成元年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年九月三〇日政令第二七四号）
この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。
この政令の施行の日前に死亡した協力援助者の遺族については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年四月五日政令第一一〇号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条及び第十六条の規定は、昭和六十一年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和六一年五月二一日政令第一一五号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条及び第十六条の規定は、昭和六十一年五月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和六二年五月二一日政令第一一四号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条及び第十六条の規定は、平成二年五月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和六三年四月八日政令第一一一号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、昭和六三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びにこの政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条及び第十六条の規定は、昭和六三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びにこの政令は、公布の日から施行する。

た給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた他の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成元年五月二九日政令第一四四号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条の規定は、平成元年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。この場合において、これらの給付のうち同日前に発生した事故に起因する負傷若しくは死亡又は同日前に診断によつてその発生が確定した疾病に係るものに係る給付基礎額の算定の基礎となる扶養親族の範囲については、改正後の同条第二項第二号及び第四号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月八日政令第一三七号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条及び第十六条の規定は、平成二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成三年四月一二日政令第一二四号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条及び第十六条の規定は、平成三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成三年四月八日政令第一一一号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条及び第十六条の規定は、平成三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びにこの政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条及び第十六条の規定は、平成四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた他の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成五年四月一日政令第一一五号）
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条第一項の規定は、平成五年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じた他の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成六年六月二十四日政令第一一一号）
(施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条第一項及び第二項並びに第六条の規定は、平成六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべき事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成六年六月二十四日政令第一一一号）
(経過措置)
この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条第三項の規定は、平成六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成六年九月二日政令第二八二号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。
改正後の第三条及び第十六条の規定は、昭和六十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた給付並びにこの政令は、公布の日から施行する。

| | |
|-----|--|
| 1 | （施行期日） この政令は、平成十二年四月一日から施行する。 |
| 2 | （経過措置） 改正後の第三条及び第十六条の規定は、平成八年四月一日以後に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。 |
| 1 | （施行期日） この政令は、平成七年四月一日から施行する。 |
| 2 | （経過措置） 改正後の第三条の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた給付並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。 |
| 附 則 | （平成七年三月二七日政令第八七号） （施行期日） この政令は、平成七年四月一日から施行する。 |
| 1 | （施行期日） この政令は、平成七年八月一日から施行する。 |
| 2 | （経過措置） （施行期日） この政令は、平成七年八月一日から施行する。 |
| 附 則 | （平成七年七月二一日政令第三〇号） （施行期日） この政令は、公布の日から施行する。 |
| 1 | （施行期日） この政令は、平成九年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。 |
| 2 | （経過措置） 改正後の第七条第一項の規定は、平成七年八月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族給付年金及び同日前に支給すべき事由が生じた遺族給付年金のうち同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前の期間について支給すべきものについては、なお従前の例による。 |
| 附 則 | （平成八年三月二九日政令第七七号） （施行期日） この政令は、公布の日から施行する。 |
| 1 | （施行期日） この政令は、平成十三年四月一日から施行する。 |
| 2 | （経過措置） 改正後の第三条第一項及び第三項並びに第四条の二第二項及び第十一条の規定は、平成十年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。 |
| 附 則 | （平成一〇年四月九日政令第一四二号） （施行期日） この政令は、公布の日から施行する。 |
| 1 | （施行期日） この政令は、平成一五年四月一日から施行する。 |
| 2 | （経過措置） 改正後の第三条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。 |
| 附 則 | （平成一五年四月一日政令第一八四号） （施行期日） この政令は、公布の日から施行する。 |
| 1 | （施行期日） この政令は、平成一九年四月一日から施行する。 |
| 2 | （経過措置） 改正後の第三条第一項及び第二項並びに第四条の二第二項の規定は、平成十五年四月一日以後に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その後の給付については、なお従前の例による。 |
| 附 則 | （平成一九年四月一日政令第一一三号） （施行期日） この政令は、公布の日から施行する。 |
| 1 | （施行期日） この政令は、平成二一年四月一日から施行する。 |
| 2 | （経過措置） 改正後の第三条第一項及び第三項並びに第四条の二第二項の規定は、平成十一年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その後の給付については、なお従前の例による。 |
| 附 則 | （平成二一年五月一日政令第一三三号） （施行期日） この政令は、公布の日から施行する。 |
| 1 | （施行期日） この政令は、平成二二年三月三一日から施行する。 |
| 2 | （経過措置） 改正後の第三条第一項及び第二項並びに第四条の二第二項の規定は、平成十六年四月一日以後に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その後の給付については、なお従前の例による。 |
| 附 則 | （平成二二年三月三一日政令第一四四号） （施行期日） この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 |

について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成一八年五月八日政令第一九号）

この政令は、刑事施設及び受刑者の待遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附 則（平成一八年八月一八日政令第二七九号）

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第四条の二第一項第二号の改正規定及び同項に一号を加える改正規定は、平成十八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定（第四条の二第一項第二号及び第三号の規定を除く。以下同じ。）は、平成十八年四月一日から適用し、同日前に給付の事由が生じた傷病給付、障害給付、介護給付及び遺族給付については、改正後の規定にかかるず、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、国土交通省令で定める。

附 則（平成一九年四月一一日政令第一四六号）

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第二項の規定は、平成十九年四月一日以後に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付による。

（施行期日）この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日政令第一二一号）

（施行期日）この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第二項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付による。

附 則（平成二〇年三月三一日政令第一二二号）

（施行期日）この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第二項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付による。

附 則（平成二〇年三月三一日政令第一二三号）

（施行期日）この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第二項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付による。

附 則（平成二〇年三月三一日政令第一二四号）

（施行期日）この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第三条第二項及び第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付による。

附 則（平成二〇年三月三一日政令第一二五号）

（施行期日）この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月二七日政令第三一九号）抄

（施行期日）この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月二七日政令第一一二号）

（施行期日）この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月二十五日政令第三五号）

（施行期日）この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年三月二五日政令第三五号）

（施行期日）この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十日政令第九一号）

（施行期日）この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十日政令第九一号）

（施行期日）この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三十日政令第九一号）

（施行期日）この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月二九日政令第五九号）

（施行期日）この政令は、平成二十九年三月二九日から施行する。

いて支給すべきものについての改正後の第三条第二項の規定の適用については、同項中「第一号及び」とあるのは「第一号に該当する扶養親族については三百三十三円を、第二号に該当する扶養親族については一人につき二百六十七円（協力援助者に第一号に該当する者がない場合にあっては、そのうち一人については三百三十円を）を」と、「を、第二号に該当する扶養親族については一人につき三百三十三円」とあるのは「協力援助者に第一号に該当する者及び第二号に該当する扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人については三百円」とする。

（施行期日）この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二八日政令第六八号）

（施行期日）この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二八日政令第六八号）

（施行期日）この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二七日政令第六七号）

（施行期日）この政令は、令和二年四月一日から施行する。

| | | |
|-----|---------------------------|--|
| | | 年金である給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。 |
| 附 則 | (令和三年三月二六日政令第七一 号) | (施行期日) この政令は、令和三年四月一日から施行する。 |
| | | 2 改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。 |
| | 附 則 (令和五年三月二七日政令第七五 号) | (施行期日) この政令は、令和四年四月一日から施行する。 |
| | | 2 改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。 |
| | 附 則 (令和六年三月二七日政令第七〇 号) | (施行期日) この政令は、令和五年四月一日から施行する。 |
| | | 2 改正後の第四条の二第二項の規定は、この政令の施行の日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。 |
| | 附 則 (令和六年三月二七日政令第七〇 号) | (施行期日) この政令は、令和六年四月一日から施行する。 |
| | | 2 改正後の第三条第一項の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付の事由が生じた給付並びに施行日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金である給付で施行日以後の期間について支給すべきものの給付基礎額について適用し、その他の給付の給付基礎額については、なお従前の例による。 |

3 改正後の第四条の二第二項の規定は、施行日以後に給付の事由が生じた介護給付について適用し、施行日前に給付の事由が生じた介護給付については、なお従前の例による。